

|                                                                                                                                                                                                                       |                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
|                                                                                                                                      | <b>私立幼稚園保育料補助金の過少支給について</b> |
| と き                                                                                                                                                                                                                   | 10 月 22 日（水）発表              |
| <p>練馬区では、私立幼稚園に通う保護者の負担軽減を目的として、保育料等補助金の支給を行っています。</p> <p>令和 7 年 4 月から 9 月分として、10 月 22 日（水）に支給しましたが、一部の園児保護者への支給が過少となってしまいました。</p> <p>現在、過少支給対象者には、お詫びとともに、今後、改めて正しい交付決定通知を送付すること、差額分は 11 月中に速やかに振り込むことをお伝えしています。</p> |                             |

#### 【過少支給対象者および金額】

補助金のうち保育料補助額をゼロとして支給。

対象者数：1,247 名（私立幼稚園（新制度未移行園※）区内外 66 園）

差額分総額：約 1 億 6,200 万円

一人当たりの最大補助額：25,700 円 × 6 か月 = 154,200 円

※新制度未移行園とは…子ども・子育て支援新制度（施設型給付制度）にまだ移行していない私立幼稚園のこと。保護者は園に保育料を支払い、区は保護者に補助を行う。新制度移行園については、保育料相当分を区から園に給付する。練馬区内では、19 園が新制度未移行園。

#### 【経緯】

10 月 20 日に保護者に補助額をお知らせしたところ、区に問い合わせがありました。改めて区で支給内容を確認したところ、一部の保護者への支給額が過少であることが発覚しました。

10 月 22 日の支給前に誤りを認識していましたが、事務手続きが間に合わず、過少額での支給になりました。

#### 【原因】

システムでの支給処理において、対象者の設定に誤りがあったことと、帳票確認の際に見落としがあったため。

#### 【再発防止策】

- (1) 補助金支給事務マニュアルを再確認し、内容を整備いたします。
- (2) チェックリストを用いたダブルチェックを徹底いたします。

#### 【問合せ】

練馬区 学務課 幼稚園係

電話 03-5984-1347